

総行選第29号  
平成21年5月26日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部選挙課長

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る  
選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底について（通知）

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第28条の2及び第28条の3の規定に基づく選挙人名簿の抄本の閲覧については、「選挙人名簿の抄本の閲覧に関する留意事項について（通知）」（平成17年3月25日付け総行選第7号）、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲発第2671号、保発第39号、庁保発第22号、42食糧業第2668号（需給）、自治振第150号）等を踏まえ、かねてから適正な事務処理に努められていることと存じます。

しかしながら、今般「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書」（平成21年5月総務省）において、ドメスティック・バイオレンスの被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧制限が不十分である事例が指摘されましたので、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の閲覧に関する留意事項について、再度通知します。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村の選挙管理委員会に対して改めて周知徹底を図っていただくとともに、その運用に遺漏のないよう、格別の御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者（住民基本台帳事務処理要領第6－10に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を受けている者。以下「支援対象者」という。）が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧については、住民基本台帳担当部署と連携を取り、以下のとおり取り扱うことが適当であること。

### 1 申出に係る選挙人が支援対象者である選挙人名簿の抄本の閲覧の申出

(1) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者（以下「加害者」という。）が判明しており、加害者から申出に係る選挙人が支援対象者である選挙人名簿の抄本の閲覧の申出がなされた場合（選挙人名簿の抄本の閲覧者及び選挙人名簿の抄本の閲覧により知り得た事項を取り扱う者の中に加害者が含まれている場合を含む。）には、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがある申出として、法第28条の2第3項又は第28条の3第3項の規定により、閲覧を拒否すること。

(2) その他の第三者から申出がなされた場合には、加害者が第三者になりすまして行う申出に対し閲覧させることがないよう、十分留意して厳格に本人確認を行うこと。

また、加害者の依頼を受けた第三者からの申出に対し閲覧させることがないよう、閲覧の目的等について十分留意して厳格な審査を行うこと。

なお、加害者が国又は地方公共団体の機関の職員になりすまして申出をすることも考えられるため、申出者が国又は地方公共団体の機関である場合であっても、閲覧者については、十分留意して厳格に本人確認を行うこと。

2 市町村の選挙管理委員会は、その判断により、選挙人名簿の抄本の閲覧の申出において特段の申出がない場合には、支援対象者を除く申出であるとみなし、支援対象者に係る記載のある部分以外の部分に限って閲覧に供することとして差し支えないものであること。なお、この場合、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿閲覧申出書に明記する等により、あらかじめその旨を申出者に明らかにすること。

以上